

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年10月8日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

建設部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年10月3日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 建設総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 道路管理課

〈道路小規模修繕委託（No. 8）〉

道路小規模修繕委託（No. 8）において、見積合わせ執行前に、事業者が発注し、修繕を施工していました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

〈令和5年度道路照明灯修繕〉

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定しています。ただし、令和5年4月1日を履行開始日とする契約書を作成する場合、同契約規則第24条第1項のただし書きを適用して、「落札決定の日から7日以内」を「落札決定の日から10日以内」とすることとなっていますが、令和5年度道路反射鏡修繕は、落札決定の日から10日以内に契約を締結していませんでした。

〈令和5年度道路照明灯修繕〉

令和5年度道路照明灯修繕において、修繕料の予算の裏付けがない中で、変更契約を締結し、不足額を細目の異なる委託料から支出していました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

(3) 道路建設課

〈令和5年度橋りょう等長寿命化補修設計業務委託外1件〉

- 1 令和5年度橋りょう等長寿命化補修設計業務委託
- 2 茅ヶ崎駅南駅前広場交通シミュレーション検証業務委託

以上2件について、茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、委託料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき。」と規定されていますが、変更契約締結より前に支出負担行為更正書が作成されました。

(4) 公園緑地課

〈公園占用許可申請書外2件〉

- 1 公園占用許可申請書
- 2 公園内行為許可申請書
- 3 公園施設設置許可申請書

以上3件において、許可決定前に納入通知書を発行していたものが多数ありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

〈中央公園ポンプ設備保守点検業務委託〉

中央公園ポンプ設備保守点検業務委託において、不適切な契約行為がありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

〈公園緑地等管理業務委託（放置自転車監視・中央公園鍵開閉）〉

公園緑地等管理業務委託（放置自転車監視・中央公園鍵開閉）の契約行為において、委任状の添付が漏れていました。

#### (5) 建築課

〈会計年度任用職員の報酬〉

会計年度任用職員の報酬について、特別休暇19番（夏季休暇）付与日数の計算誤りによる過払いがありました。

〈市営住宅の修繕及び点検業務委託 外1件〉

- 1 市営住宅の修繕及び点検業務委託
- 2 市営松林住宅管理運営業務委託

以上2件について、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。